

議案第 5 5 号

渋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 8 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

渋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年渋川市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

澁川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>